

1 鹿児島海区
(1) 区画漁業
ア 魚類養殖業

漁場 番号	漁業の種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条 件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の 別					いけす (8メートル× 8メートル) の数の 最高限度		
鹿 特 区 魚 第105号	第 1 種 区画漁業	魚類（くろ まぐろを 除く）小割 式養殖業	1 月 1 日 から 12 月 31 日	肝属郡南 大隅町根 占駄竹地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12′ 58″ E 130° 44′ 30″ 点イ N 31° 13′ 00″ E 130° 44′ 10″ 点ウ N 31° 12′ 55″ E 130° 44′ 09″ 点エ N 31° 12′ 53″ E 130° 44′ 29″	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第9 5号と 合わせ て20 台	肝属郡 南大隅 町根占 川北、 根占川 南、根 占山 本、根 占辺田 及び根 占横別 府
	ねじめ漁協							
	団体漁業権							
鹿 特 区 魚 第106号	第 1 種 区画漁業	魚類（くろ まぐろを 除く）小割 式養殖業	1 月 1 日 から 12 月 31 日	肝属郡南 大隅町根 占川南瀬 脇地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 12′ 56″ E 130° 44′ 58″ 点イ N 31° 12′ 58″ E 130° 44′ 38″ 点ウ N 31° 12′ 41″ E 130° 44′ 36″ 点エ N 31° 12′ 39″ E 130° 44′ 56″	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	鹿特区 魚第9 4号、 鹿特区 魚第9 6号及 び鹿特 区魚第 97号 と合わ せて1 32台	肝属郡 南大隅 町根占 川北、 根占川 南、根 占山 本、根 占辺田 及び根 占横別 府
	ねじめ漁協							
	団体漁業権							

漁場番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	条件	関係地区																		
	個別漁業権又は団体漁業権の別																								
鹿特み第1号	第1種区画漁業	みりん養殖業	11月1日から翌年6月30日	出水郡長島町獅子島立石地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 <table border="0"> <tr> <td>点ア</td> <td>N 32° 16' 16"</td> <td>E 130° 14' 57"</td> </tr> <tr> <td>点イ</td> <td>N 32° 16' 18"</td> <td>E 130° 15' 03"</td> </tr> <tr> <td>点ウ</td> <td>N 32° 16' 18"</td> <td>E 130° 15' 10"</td> </tr> <tr> <td>点エ</td> <td>N 32° 16' 15"</td> <td>E 130° 15' 09"</td> </tr> <tr> <td>点オ</td> <td>N 32° 16' 16"</td> <td>E 130° 15' 05"</td> </tr> <tr> <td>点カ</td> <td>N 32° 16' 14"</td> <td>E 130° 14' 60"</td> </tr> </table>	点ア	N 32° 16' 16"	E 130° 14' 57"	点イ	N 32° 16' 18"	E 130° 15' 03"	点ウ	N 32° 16' 18"	E 130° 15' 10"	点エ	N 32° 16' 15"	E 130° 15' 09"	点オ	N 32° 16' 16"	E 130° 15' 05"	点カ	N 32° 16' 14"	E 130° 14' 60"	漁具群の外角に方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない	出水郡長島町の旧東町の地区
点ア	N 32° 16' 16"	E 130° 14' 57"																							
点イ	N 32° 16' 18"	E 130° 15' 03"																							
点ウ	N 32° 16' 18"	E 130° 15' 10"																							
点エ	N 32° 16' 15"	E 130° 15' 09"																							
点オ	N 32° 16' 16"	E 130° 15' 05"																							
点カ	N 32° 16' 14"	E 130° 14' 60"																							
東町漁協	団体漁業権																								

2 奄美大島海区

(1) 区画漁業

ア 魚類養殖業

漁場 番号	漁業の種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条 件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別						いけす (8メートル× 8メートル) の数の 最高限度	
大 特 区 魚 第 33 号	第 1 種 区画漁業	くろまぐ ろ小割式 養殖業	1 月 1 日 から 12 月 31 日	大島郡瀬 戸内町ク マチキヨ 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 08" E 129° 17' 01" 点イ N 28° 10' 18" E 129° 16' 52" 点ウ N 28° 10' 15" E 129° 16' 46" 点エ N 28° 10' 04" E 129° 16' 56"	別紙－1	83 台	大島郡 瀬戸内 町
	瀬戸内漁協							
	団体漁業権							

別紙－1 (天然種苗 大特区魚第 33 号)

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は, 生簀
(8メートル×8メートル 正方形) 83 台とする。

ただし, 生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積 (5,244 m²) を超えない範囲
内で, 生簀の形状, 規格, 又は台数を変更することは差し支えない。

- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。